

島原本広第671号  
2024年12月12日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社  
常務執行役員  
島根原子力本部長 三村秀行

島根原子力発電所2号機における  
原子炉施設保安規定に定める運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所2号機において起動試験を行っていたところ、原子炉水位計のうち、重大事故等発生時に使用する水位計が監視不能な状態であることを確認したことから、11時21分、原子炉施設保安規定第65条に定める運転上の制限を満足しない状態であると判断しましたので、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第9条に基づきご連絡いたします。

以上